平成３０年（フ）第７８７号
大阪府守口市佐太中町２丁目23番21号、前住所滋賀県大津市国分１丁目７番30―335号
破産者　森山　四郎
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８７１号
大阪市東淀川区東淡路３丁目４番22号
破産者　浦谷　光子（旧姓金子）
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８７８号
大阪市東住吉区駒川３丁目16番６―501号、前住所大阪市浪速区恵美須東１丁目14番７号
破産者　焼肉味斗こと　大宗　　豊
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８９８号
大阪府豊中市庄内栄町１丁目８番16号
破産者　麻雀クラブミナミこと　柳川　　忍
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９５９号
堺市美原区北余部西１丁目１番５―609号
破産者　淵上　雄三
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１８０号
堺市堺区協和町３丁210番地　中団地１号館401号
破産者　酒井　真紀
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４２号
大阪府柏原市平野２丁目４番24号　ヴィラ・ハピネス　202号
破産者　小寺幸太郎
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１４６号
神戸市東灘区住吉宮町３丁目10番17号　住吉宮町ハイツ　202号　大西方
破産者　大西さおり
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６６号
兵庫県高砂市阿弥陀町長尾359番地の１
破産者　オプティカルショップめがねやこと　松本　雅人
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第６７号
兵庫県高砂市阿弥陀町長尾359番地の１
破産者　松本理津子
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第８１号
兵庫県姫路市実法寺727番地
破産者　前川　博人
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第９５号
兵庫県姫路市辻井７丁目14番17号　ファミール辻井Ａ棟―101号室
破産者　薦田　裕一
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第２号
岡山県倉敷市上東1069番地４
破産者　清田　敏彦
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１７３号
福岡県久留米市大善寺町夜明415番地３　ラシュレ101号、破産開始決定時の住所福岡県久留米市東合川新町10番17号
破産者　合川整骨院こと　池田　昌隆
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１７９号
福岡県久留米市本町15番地22　カサベルデ本町103号
破産者　原田　圭記
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第４１号
鹿児島県奄美市名瀬平松町521番地
破産者　岩崎久美子
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第３８８号
沖縄県那覇市泊１丁目13番地６　前原アパート202
破産者　前田　秀明
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１０９号
青森県八戸市湊高台５丁目12番８号、住民票上の住所青森県八戸市大字白銀町字雷52番地23
破産者　堀込　正彦
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係